

平成十年政令第二百三十二号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令

内閣は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第六条第三項、第十条第二項及び第十五条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）

第一条 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（以下「法」という。）第十条第二項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年八分五厘、償還期限については据置期間を含め十五年、据置期間については三年とする。

（事業協同組合その他の法人）

第二条 法第十五条第二号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び協同組合連合会
- 二 商工組合及び商工組合連合会
- 三 農業協同組合連合会
- 四 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 五 森林組合連合会

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二十年六月二十日政令第一九八号）

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、第二条の見出しの改正規定は、同年十月一日から施行する。